

フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました

2024年11月1日に施行されます

近年、働き方の多様化が進展する中、個人が、それぞれのニーズに応じた働き方を柔軟に選択できる環境を整備することが重要となってきており、フリーランスという働き方もその選択肢の一つです。「自分の仕事のスタイルで働きたい」、「働く時間や場所を自由にしたい」といった理由からフリーランスとして働くことを積極的に選択する方も多くいますが、育児や介護のほか、様々な事情によりフリーランスという働き方を選択する方もいます。

こうした中、発注事業者と業務委託を受けるフリーランスの方の取引において、「一方的に発注が取り消された」、「発注事業者からの報酬が支払期日までに支払われなかった」、「発注事業者からハラスメントを受けた」などの取引上のトラブルが生じている実態があります。

この背景には、一人の「個人」として業務委託を受けるフリーランスと、「組織」として業務委託を行う発注事業者との間に、交渉力やその前提となる情報収集力の格差が生じやすいことがあると考えられます。

こうした状況を改善し、フリーランスの方が安定的に働くことができる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）」が公布され、2024年11月1日に施行されることとなりました。

適用対象

この法律の適用対象は、発注事業者からフリーランスへの業務委託（事業者間取引）であり、業種・業界の限定はありません。

ここでいう「フリーランス」（法律上は「特定受託事業者」とされています。）は、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいいます。この中には、特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている方も含まれます。他方で、従業員を雇っている個人事業主、消費者を相手に取引をしている事業主などは、この法律の適用対象には含まれません。

また、ここでいう「発注事業者」（法律上は「特定業務委託事業者」とされています。）は、フリーランスに業務委託をする事業者であって従業員を使用するものをいいます。

例 フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象



企業が宣材写真の
撮影を委託
(事業者からの委託)

従業員を使用



フリーランス
従業員を
使用していない

この法律の対象外



消費者が家族写真の撮影を委託
(事業者ではなく消費者からの委託)



自作の写真集をネットで販売
(委託ではなく売買)

消費者・企業(不特定多数)

- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、この記事では伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

取引の適正化

フリーランス法では、フリーランスの方と企業など発注事業者の間の取引の適正化を図ることを目的としています。

そして、この法律では、発注事業者が業務委託をした場合、書面又は電磁的方法（電子メール、SMS、SNSのメッセージ等）により、直ちに、取引条件を明示する「書面等による取引条件の明示義務」が定められています。取引条件を明示することは、当事者間の認識の相違を減らし、トラブルの未然防止につながります。そのため、この義務は、フリーランスに業務委託をする全ての発注事業者が対象となっており、フリーランス同士の取引でも、発注側のフリーランスは取引条件を明示する必要があります。

また、発注事業者は、発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払う「報酬支払期日の設定・期日内の支払義務」が定められています。

さらに、発注事業者が、フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、「禁止行為」として、7つの行為（受領拒否、報酬の減額、返品、買いたたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し）が定められています。具体的な内容については次のページをご覧ください。

就業環境の整備

また、フリーランス法では、フリーランスの方の就業環境の整備を図ることも目的としています。

この法律では、募集情報の的確表示義務、育児介護等と業務との両立に対する配慮義務、ハラスメント対策に係る体制整備義務、中途解除等の事前予告・理由開示義務を定めています。具体的な内容については次のページをご覧ください。

違反への対応

フリーランス法施行後、公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、発注事業者に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができます。また、命令違反、検査拒否等は、50万円以下の罰金に処されることがあります。

フリーランス法についてもっと知りたいならば

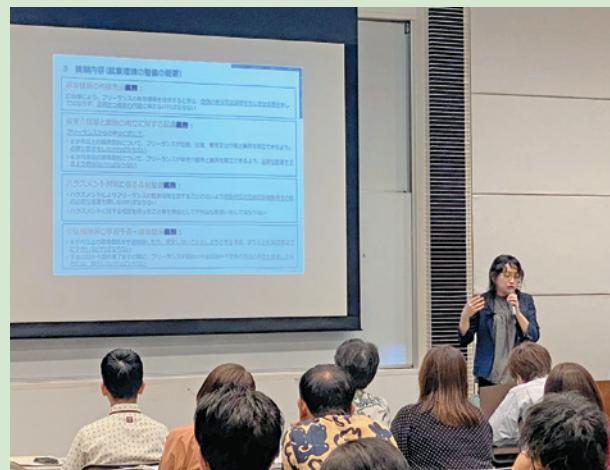
取引の適正化（次のページの義務項目①～③）については公正取引委員会・中小企業庁、就業環境の整備（義務項目④～⑦）については厚生労働省（都道府県労働局）までお問い合わせください。

また、沖縄総合事務局総務部公正取引課では、順次、事業者向けにフリーランス法の説明会を開催しています。また、団体からの説明会のご要望にも積極的に対応していますので、ご要望等あれば下記までご連絡ください。

お問合せ先

総務部公正取引課 ☎ 098-866-0049

公正取引課が主催したフリーランス法説明会の様子（令和6年6月18日）



法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じて
フリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者

義務項目

- フリーランスに業務委託をする事業者

- 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

- フリーランスに業務委託をする事業者

- 従業員を使用している

- フリーランスに業務委託をする事業者

- 従業員を使用している

- 一定の期間以上行う業務委託である

※「一定の期間」は、①は1か月、⑤⑦は6か月です。

契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含みます。

1

1 2 4 6

1 2 3 4
5 6 7

フリーランス

- 業務委託の相手方である事業者

- 従業員を使用していない



義務項目

具体的な内容

1 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
2 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
3 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
4 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならぬこと
5 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整することなど ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
6 ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に対し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応など
7 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないことしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

●発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。
詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

●項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省(都道府県労働局)までお問い合わせください。



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省